

第5部

重点戦略の実効力ある 施策の推進のために

第1章 基本計画の進め方

重点戦略Ⅰ～Ⅲの推進に当たっては、以下の視点に立って、実効力のある施策を展開していきます。

第1節 情報公開・情報提供・情報共有化

透明性の高い公平・公正な行政運営を進めるため、広報紙・ホームページ・SNS等の広報媒体を通じ、的確でわかりやすい情報提供に努めるとともに、公聴機能の充実に努めます。

また、市政情報の積極的な発信を行うことで、市民と行政が情報を共有し、相互理解を深めながら市民の市政への理解、参画、協力が得られるよう努めます。

第2節 市財政の健全化

市民とともにまちを経営し、市の発展を支える足腰の強い財政基盤を築くため、行財政改革の指針である大綱を策定し、財政の健全化を進めます。

予算の編成においては、選択と集中による重点化した配分方式等、新たな制度の検討及び導入を進めます。

また、事務事業の整理については、PDCAサイクルによる点検・見直しを継続するとともに、民間活力の積極的な活用、所得制限の導入や受益者負担の適正化に努めます。

第3節 行政組織の強化

赤磐市人材育成計画等に基づき、研修の実施や国・県その他の団体との人事交流等を推進することで職員の意識改革と人材育成に取り組み、市民と信頼しあえる組織づくりに努めます。

また、定員管理計画等に基づいて効率的な組織体制の構築や事務事業の見直しを行い、計画的な定員管理と職員の適正配置を図ります。

第4節 公共施設等の有効活用と適正化

次世代に負担を回さないよう、長期的な視点で計画的に公共施設等の見直しを行い、地域等の状況に応じた適正規模での施設運営を行う、公共施設マネジメントを推進します。

また、市民ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、公民連携によるまちづくりや民間活力導入を積極的に行うことで、地域の状況に応じた施設の利活用を展開し、地域の施設を拠点にした多機能なサービスの提供を図ります。

第5節 土地利用構想

土地は、生活や経済活動の基盤であり、地域の個性や魅力を生み出す源泉にもなる、将来へ引き継ぐべき限りのある貴重な資源です。

赤磐市の土地利用においては、まちに賑わいと活力をもたらす都市的機能と市民に安全・安心と潤いのある生活を提供する緑ある豊かな定住環境の両方が偏りなく適切に配置されることが求められていることから、次の視点に留意しながら適切な土地利用を進めます。

土地利用の方針

- ◇ 赤磐市が持続可能な方法で将来にわたり発展していくため、生活サービスを向上するための社会基盤づくりという要素を併せ持つ土地利用を、長期的な視点に立って戦略的に進めていきます。
- ◇ 地域交流・地域支えあいの拠点となるような地域を複数形成し、市内のどこに住んでいても安心して暮らし続けることのできる良好な定住環境を創造していきます。
- ◇ 土地の利用に当たっては、市全体の振興に資する方針との整合性を図りながら、自然環境、産業、文化・歴史等の各地域の強みを活かすことで、多様な個性が発揮された魅力的なまちの形成が図られるよう、規制の見直しも含めた計画的で適切な開発を誘導しつつ、無秩序な開発や拡散は抑止していきます。

第6節 まちづくり構想

それぞれの地域の課題・資源に応じたまちづくりを進めながらも、市全体が発展するための観点を持って、地域間の連携や機能の補完によってバランスの取れたまちづくりを目指すことが必要です。

そうすることで、各地域の活力が地域間の新たな交流を生みだし、赤磐市全体の活性化につながることを目指します。

また、活力ある地域の形成を進めていくためには、行政が施策を推進するということだけではなく、市民自らが住む地域のことを考え、決定し、多様な主体と協働して行動する住民自治によるまちづくりが必要不可欠です。

今後のまちづくりにおいては、市民の参画により地域の強みを伸ばしていくことでより地域の活力と魅力を高め、このことが市民の地域への関心と愛着につながり、さらに市民によるまちづくり活動への参画が進むことを目指します。

以下の方針は、こうした観点に立って、地域に根差したまちづくりを進めるに当たっての視点を共有し、今後の地域における自主・自立したまちづくりを推進するために示すものです。

1 まちづくりの方針

- ◇ 既に人口や都市的機能の集積がある程度進んでいる複数の地域に、居住機能、商業施設、公共交通結節点等の生活利便機能や医療、介護、福祉、教育等の生活サービス機能をコンパクトに集約化し、地域における拠点を形成します。
- ◇ 拠点となる各地域を公共交通網で結ぶことで、住民が自家用車に過度に頼ることなく医療・福祉施設や商業施設等にアクセスすることを可能にし、日常生活に必要なサービスが身近に存在する多機能型の環境を形成することで、拠点となる各地域に住み替えによる居住の誘導や移住・定住の促進を図り、利用圏人口の確保を通じた地域の経済活力の維持、向上を図っていきます。
- ◇ 地域・市内にあるものは地域・市内で充足させ、ないものは近隣市町との連携により充足させることを基本に、拠点となる各地域が自らの地域の強みを活かして自立しつつ、不足する都市的機能やサービスは他の地域とのネットワークにより補完しあうことで、住民が住み慣れた地域で快適に住み続けられるまちの形成を目指します。
- ◇ 拠点となる地域の周辺部には、日常生活に身近な生活利便機能、医療・福祉等のサービス機能や公共交通網が整備されていない地域もあるため、地域住民、非営利団体・法人、民間企業等、多様な主体と行政がしっかりと手を携えることにより、拠点となる地域から各種生活関連サービスを提供できるネットワークを構築します。
- ◇ 以上のように、多機能型の小さな拠点が互いに多世代交流による有機的連携を深めることで、各地域が主役になり地域の共存共栄を図る「多極ネットワーク型の拠点都市構造」を長期的に形成していくことを目指します。
- ◇ 都市的機能の集約に当たっては、市街地や都市的機能集約地の居住者だけが恩恵を享受する一極集中型ではなく、中山間地域やその他の地域を含めた市域全体の効用に資するまちの形成を進めていきます。
- ◇ また、まちづくりの推進に当たっては、森林、緑地、水辺等、豊かな自然環境や魅力ある景観・農村風景を保全し、うるおいと安らぎのある景観形成を図りつつ、自然環境や地域の歴史・文化資源等を総合的に利活用して、観光振興等による交流機会の拡大を進め、人と自然が共生する地域の形成を目指します。
- ◇ 以上のようなまちの形成は、多面的な施策を総合的に行う必要があり、また短期間で実現するものではありません。そのため、長期的な視点の下で社会経済状況の変動を注視しながら、持続可能性を持って規制の見直し等も含めた段階的で現実的な取組を進めていきます。

2 まちづくりの進め方

(1) 区域化(ゾーニング)

- ◇ 赤磐市は広い市域を有することから、各々の地域性に応じた区域を設定し、強みを活かした効果的なまちづくりを進めていきます。
- ◇ 市内の各地域は当然まちとしてのつながりを持っていることから、区域は明確に境界線で区切るものではなく、将来的な広がりも視野に入れて、たがいに連続し、重なり合うものと捉えます。

都市活性化ゾーン

- ◇ 赤磐市全体のけん引役を担う拠点地域として、すべての市民や来訪者が、商業、文化芸術、教育、保健、医療、福祉、広域行政等の多様かつ高水準な都市的サービスを楽しむことができるまちづくりを進めます。
- ◇ 居住機能、商業施設、公共交通結節点等の生活利便機能や医療、介護、福祉、教育等の生活サービス機能、赤磐市全体の活性化に重点を置いた複合的な都市機能を生活環境面に配慮して適切な配置でコンパクトに集積し、人と都市と自然が調和した快適な都市空間の形成を図ります。
- ◇ 市内の各地域との補完・連携機能や近隣市町との広域連携を強化することで、活力ある経済・生活圏を形成していきます。

(施策展開の方向性)

- ・ 交通インフラを活かした適切な土地利用誘導（区域区分の見直し、用途の指定等）や企業ニーズを踏まえた誘致活動等による民間投資の喚起と都市基盤の整備
- ・ 職住が近接したコンパクトな都市拠点の形成
- ・ インフラ整備による市街化の促進
- ・ 道路整備等による交通渋滞の解消や快適で安全な歩行空間の創出
- ・ 市街化区域の回遊性と一体感の醸成
- ・ 市街化区域内の未利用地の宅地化促進
- ・ 住宅・商業・工業用地の混在解消による良好な都市環境の形成
- ・ 必要なインフラの計画的な維持管理・更新によるトータルコストの縮減・平準化
- ・ 地域間連携、広域連携による生活利便機能や生活サービス機能の機能分担・補完関係の強化

まちなか居住促進ゾーン

- ◇ 大型住宅団地や市街化区域及びその周辺の宅地等の住環境、キャパシティを活かして、移住・定住、住み替えによる受入れを促進します。
- ◇ まちなか居住の推進により人口集積・人口密度の伸長を図り、生活利便機能や生活サービス機能等、利用圏人口の規模に誘引される高次の都市機能を立地し、利便性の向上や交流空間の創出による良好な住環境を形成します。
- ◇ 安心して暮らし続けることのできる良好な定住環境の形成を創造し、移住・定住希望者、特に若者世代の赤磐市への誘引を図ります。

(施策展開の方向性)

- ・ 住宅地の基盤整備
- ・ 若者と高齢者の住み替え促進、大型住宅団地の再編推進
- ・ 高齢者の地域包括ケア体制の構築
- ・ 子育て支援のための拠点形成
- ・ 買い物弱者への支援等、生活支援サービス体制の充実
- ・ 空家の利活用
- ・ 地域間連携、広域連携による生活利便機能や生活サービス機能の機能分担・補完関係の強化

産業・流通促進ゾーン

- ◇ 地域において良質で安定した雇用の確保を図るため、交通環境の良さなどの利便性を活かして企業拠点の整備・強化による商工業の振興を進め、若者の地域への定着、Uターンによる地域への就業を促進します。

(施策展開の方向性)

- ・ 産業用地需要が高く事業性が見込まれる地域への新たな産業機能の立地促進
- ・ 地域の活性化、既存産業との相乗効果、新たな産業の創出が期待できる企業の計画的な誘致
- ・ 交流・連携機会の拡大による地域イノベーションの促進や新たな産業・文化の創出

地域活性化ゾーン

- ◇ 地域における拠点として、地域全体が自立した生活圏を維持できるよう、中心部に居住機能、商業施設等の生活利便機能、保健・医療・福祉等の生活サービス機能、その他公共公益機能等、一定の都市的機能や日常生活に必要な機能の維持・集積を図ることで地域交流・地域支えあいの拠点形成を促進し、地域の活性化を図ります。
- ◇ 中心部の周辺地域には、日常生活に身近な生活利便機能、生活サービス機能が不足している地域もあるため、地域住民、非営利団体・法人、民間企業等、多様な主体と行政がしっかりと手を携えることにより周辺地域に各種生活サービス機能を提供できる体制を構築し、将来にわたって住み慣れた地域で生活し続けられるまちづくりを進めます。

(施策展開の方向性)

- ・ 商業施設、保健・医療・福祉サービス機能等、都市的機能の適正な誘導・集積による利便性の向上
- ・ 交通基盤、公共交通ネットワークの維持・確保
- ・ 医療体制の維持・充実、救急医療体制の充実
- ・ 地域包括ケア体制等、地域福祉体制の構築
- ・ 人的ネットワーク等による周辺集落の生活サービス機能の確保
- ・ 地域コミュニティの維持・強化
- ・ コミュニティビジネスの支援
- ・ 観光振興や農業振興等による都市と農山村地域の交流・地域活性化、就業機会の創出
- ・ 既存分譲宅地や空家等の活用による滞在・移住・定住受入環境整備
- ・ 公共施設等の利活用、機能集約による複合化、再編

(2) ネットワーク化

- ◇ 道路交通網の整備、公共交通ネットワークの充実やICT利活用環境の充実による地域間の連携・補完基盤を構築し、人の交流、物・情報の流通、サービスの相互利用の拡大・促進を図ります。
- ◇ 地域住民、非営利団体・法人、民間企業等、多様な主体と行政がしっかりと手を携えることにより、様々なサービスネットワークを構築し、人と人のつながりにより地域で支え合えることのできる社会の実現を目指します。

広域連携軸

- ◇ 山陽自動車道及び美作岡山道路を広域連携軸と位置付けます。
- ◇ 広域連携軸を京阪神や中国・四国地方とを結ぶ広域的な交通ネットワークとして活用するため、商業、農業、工業、観光業等、各種の広域連携強化を踏まえたインターチェンジ周辺の利活用を促進し、人の交流拡大や物流・サービスの活性化を図ります。

地域連携軸

- ◇ 国道484号や374号、県道岡山吉井線や岡山赤穂線等の主要地方道、県道可真上山陽線や町苅田熊山線等の一般県道を地域連携軸と位置付けます。
- ◇ 地域連携軸の活用により、産業や観光等を通じた市内の主要地域・近隣市町との人や物、情報の交流促進のほか、公共施設やスポーツ施設を始めとする地域資源の相互利用を促進し、地域におけるサービスの提供機能を確保します。

公共交通

- ◇ 自家用車の利用が困難な人を始め、より多くの市民が便利で利用しやすい公共交通体系を構築することにより公共交通機関の利用促進を図り、自家用車に過度に依存しないまちの形成を進めます。
- ◇ 公共交通結節点の徒歩・自転車圏内に経済交流や文化交流の機会が得られる場を形成することにより、公共交通機関の潜在的利用需要の掘り起こしと事業者による公共交通網の維持・充実を図ります。
- ◇ 自動車排出ガスによる環境負荷の低減と、利便性を目的とした各地域のネットワーク化促進の両面に配慮した交通政策の推進を図るため、将来を見据えた公共交通体系の再構築に向けた検討を進めます。

人的ネットワーク

- ◇ 市民一人ひとりが「私たちのまちは、私たちの手で」という郷土愛と住民自治の意識を持って、知識、経験、技術等を活かして社会に参画し、事業者や行政等と力を合わせて協働により地域の課題解決に向けた取組を行うことができる社会の形成を図ります。

第7節 地方創生の取組

1 第1期における地方創生の取組

平成26年度(2014年度)に策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、5か年の目標として、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」及び「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つを基本目標として、取組を進めてきました。

国のこうした枠組を踏まえて、赤磐市においても「赤磐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「子育てするならあかいわ市」を目標にした取組が行われてきました。

2 第2期での地方創生の取組

第1期が令和元年度(2019年度)で最終年となり、第1期で根付いた地方創生の意識や取組を令和2年度(2020年度)以降にも継続し、次のステップに向けて歩みを確かなものにしていくために、第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。第2期においては、4つの基本目標に向けた取組を実施するにあたり、「地方へのひと・資金の流れを強化する」「新しい時代の流れを力にする」「人材を育て活かす」「民間とも協働する」「誰もが活躍できる地域社会をつくる」「地域経営の視点で取り組む」という新たな視点が加わり、施策が進められることから、第2次赤磐市総合計画においても、このような視点を取り入れて事業を実施していきます。